その家、活用しませんか?

空き家所有者向け

堺市空家等利活用支援制度



堺市では、連携している不動産団体*の会員の中から相談パートナーを選定し、 無料で空き家の利活用(売却・賃貸・解体等)の相談・提案を行っています。 利活用したいが、共有・相続・登記等でお困りの方も、相談パートナーが司法書士と 連携して対応いたします。

※不動産団体とは、堺市と「堺市空家等利活用支援業務にかかる協定書」を締結した「大阪府宅地建物取引業協会堺市支部」 及び「公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部」をいいます。

STEP1

堺市に申込



住宅施策推進課へ 利用申込書を郵送、メール、 FAXまたは窓口で提出して ください。※1※2

STEP2

パートナーを選定



市と連携している 不動産団体が、 相談パートナーを選定 します。

STEP3

利活用の提案



相談パートナーがヒアリング や物件確認を行い、 利活用の提案を行います。

STEP4

交渉・契約!



提案内容が希望に沿い、契約 する場合は、空き家所有者と 相談パートナーの責任で契約 していただきます。※3

- ※1利用申込書は住宅施策推進課へお越しいただくか、市HPからダウンロードできます。
- ※2申込後、相談パートナーの決定までに1か月程度かかる場合がありますのでご了承ください。
- ※3 提案内容について必ず契約をしなければならないことはありません。提案内容が希望に沿わない・契約しない場合は、その旨を必ず相談パートナーに 伝えてください。

申込み

問合せ

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 市役所高層館14階

TEL 072-228-8215 (直通 / 平日9時~12時、12時45分~17時30分)

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

FAX 072-228-8034

Mail jusui@city.sakai.lg.jp

市HPでは空き家所有者や 活用者の声を紹介!

堺市 利活用支援



